

(目的)

第1条 松江市が発注する建設工事の請負契約について、事業者の入札参加意欲を反映するとともに、工事の施行に係る技術的適正を把握するため、工事希望型指名競争入札方式を試行的に導入するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び条件)

第2条 試行対象工事は、設計金額1億5,000万円未満2,500万円以上の工事及び業務委託(コンサルタント業務は除く。)の中から松江市建設工事入札参加者等選定要領(平成17年松江市告示第17号。以下「選定要領」という。)により選定する。

2 工事の条件は、業種、件名、施工場所、概要、完成期限、発注区分(格付等級等)、条件(施工実績等)、提出書類、現場説明書に関すること及び入札日時、場所を定め、工事希望型指名競争入札における工事発注表(以下「工事発注表」という。)により公表する。

3 設計額は、工事規模、工事内容等を総合的に勘案し、選定して事前に公表することができる。

4 次の工事及び業務は、適用外とする。

(1) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務

(2) 緊急に施工する必要があるもの

(3) 特殊な技術を要するもの

(4) 災害復旧工事

(5) 補償工事

(入札参加資格者)

第3条 入札参加資格者は、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

(2) 当該工事について、松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成17年松江市告示第14号)第4条第3項の入札参加資格を有する者であること。

(3) 当該工事と同種の工事の施工実績があること。

(4) 当該工事に配置を予定する主任技術者、現場代理人及び監理技術者等を適切に配置できること。

(5) 松江市において市税の滞納がない者であること。

(6) 公示の日から競争参加資格確認の日までの間に、松江市建設工事指名競争入札参加資格者指名停止要綱(平成17年松江市告示第19号)による指名停止を受けていないこと。

(7) 工事発注表で定める条件をすべて満たすこと。

(入札参加希望業者)

第4条 入札参加希望業者(以下「希望業者」という。)は、工事発注表で定められた期間内に申請書を提出した者とする。

(入札指名業者の選定)

第5条 指名業者は、第3条の参加資格を満たし、かつ、選定要領に適応した者とする。ただし、希望業者が選定要領第5条に定める指名基準数に満たない場合は、選定要領により選定する。

2 指名業者は、公表しない。

(工事費内訳書の提示)

第6条 工事費内訳書が必要な場合には、第1回の入札に際し入札参加者に工事費内訳書の提示を求めることとする。

(入札期日)

第7条 入札は、工事発注表であらかじめ定めた期日に行う。

(公表)

第8条 工事発注表は、市役所内に前条の入札期日の前日から起算して10日前までに掲示により公表する。

(現場説明書)

第9条 現場説明については、購入する現場説明書での対応とする。ただし、必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明書の購入期間、質問受付期間、質問回答書送付及び閲覧期間は、工事発注表に定める。

(雑則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年9月29日松江市告示第362号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。